

施設複合化基本・実施設計業務委託指名型プロポーザル審査要領

1 趣旨

この要領は、施設複合化基本・実施設計業務委託に係る指名型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき実施する指名型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を公平公正に実施するための審査基準を定めるものとする。

2 審査の実施主体

- (1) 本件プロポーザルの審査は、施設複合化基本・実施設計業務委託指名型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。
- (2) 公平公正な審査を担保するため、審査委員会の委員の所属、氏名等は一切公表しない。
- (3) 審査に関する最終権限は、審査委員会の審査委員長が有するものとする。
- (4) 審査の実施に必要な庶務は、総務課において処理する。

3 参加資格要件

- (1) 本件プロポーザルの参加資格要件は、実施要項第8項記載のとおりとする。
- (2) 実施要項第11項により参加表明書を提出した事業者が参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。当該事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合も、同様とする。

4 審査基準等

- (1) 本件プロポーザルの審査方法は、企画提案書を基にしたプレゼンテーション審査及び質疑応答とし、審査の評価基準及び配点は別表第2のとおりとする。
- (2) 配点の合計は、130点とする。
- (3) それぞれの事業者の獲得点数は、審査委員会の委員が別表第2の基準に従いそれぞれ採点した点数を審査項目ごとに単純平均して小数点以下を四捨五入した点数を合計した点数とする。
- (4) 獲得点数が65点未満の事業者は、要求水準に満たないものとして失格とする。
- (5) 事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会は審査を実施する。

5 順位の決定

- (1) 審査委員会は、次に掲げる方法により事業者の順位を決定する。この場合において、前項第4号の規定により失格となった事業者にも順位を付与する。

ア 前項第3号の獲得点数の順番に、事業者に順位を付与する。

イ 獲得点数が同じ事業者が複数存在する場合は、以下の手順によりそれらの事業者間の順位を確定する。

① 別表第1の審査項目「技術提案（配置計画に関する提案）」の点数が高い事業者を上位とする。

② ①が同列の場合は、別表第1の審査項目「概算工事費見積」の点数が高い事業者を上位とする。

③ ①及び②が同列の場合は、別表第1の審査項目「提案価格」の点数が高い事業者を上位とする。

④ ①から③までの全てが同列の場合は、審査委員長のくじ引きにより上位を決定する。

(2) 前号の方法により確定した第1順位の事業者を、優先交渉権者とする。

(3) 順位の確定後、速やかに各事業者に獲得点数及び順位を通知する。また、第1順位の事業者名は、矢板市公式ウェブサイト上で公表する。

6 審査過程等の不開示

審査委員会による審査過程及び審査結果の詳細については、矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号）第8条第4号により不開示とする。

7 異議申立ての禁止

審査結果その他の審査委員会の決定事項について、事業者からの異議申立てを一切認めない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、本件プロポーザルの審査に必要となる事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月 日 から施行する。

別表第 1

審査項目 【評価対象】	評価基準	配点
有資格者数	◇建築士法第 2 条に規定する一級建築士の資格者数とする。(1 人当たり 1 点) ◇上限を 5 人までとする。	5
業務実施体制 【業務実施体制】	◇各技術者について、保有資格が資格評点表(注 1)の①～③のいずれかにより評価点(1.0～0.2)を決定し、ウェイトを乗じる。 ◇ウェイト 主任担当技術者 意匠 2.0 構造 1.0 電気 1.0 機械 1.0 計 5.0 ◇主任担当技術者を兼務する場合は、ウェイトの低い方を 0.5 乗じる。	5
業務実績 【業務実績調書】	◇平成 24 年度以降に完了した項目①～③までの実績を評価する。 ①複合化及び転用する同種・類似(※1)の施設機能を 2 以上有する複合施設(2 点) ②教育施設を用途変更した改修実績(2 点) ③文化・交流・公益施設(公民館、集会場、コミュニティセンター、博物館等)、福祉・厚生施設(保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等)(1 点) ※1 告示第 98 号別添二建築物の類系に準ずる施設。 ◇実績の数は、上記項目ごとに 2 件までとする。 ◇企業共同体での参加の場合も 1 件として実績件数とする。	10
環境に配慮した 業務実績	◇BELS の評価の実績。(5 点) ◇ZEB の認証の実績。(5 点) ※上記項目は異なる施設であること。	10
技術提案 (配置計画に関する提案) 【技術提案書】	◇本業務の目的を理解し、既存施設の機能を損なうことなく、配置されているか。 ◇使用者に配慮し動線が計画されているか。 ◇上記のことについて各既存施設の機能及び動線に対し施設ごとに総合的に評価する。 ①泉公民館(10 点) ②泉げんきセンター(泉はつらつ館)(10 点) ③泉保育所(10 点) ④郷土資料館(10 点) ⑤きずな館(10 点)	50
技術提案 (避難所に対する提案) 【技術提案書】	◇避難所として開設される場合、避難者に対する配慮、利便性などの総合的に評価する。	10

<p>技術提案 (高齢者福祉施策の推進に関する提案) 【技術提案書】</p>	<p>◇複合化の目的及び本業務を理解し、提案する配置計画に対し、「高齢者福祉施策の推進」に関する提案が、実現可能なものか、複合化するコンセプトに則しているかなどを評価する。</p>	<p>10</p>
<p>技術提案 (概算工事費) 【概算工事見積書】</p>	<p>◇既存施設の機能を有効に活用し、工事費を抑制しているか、配置計画に関する提案に係る概算工事費に評価する。 ①獲得点数は、概算工事費見積書（配置計画に関する提案）を次により点数化した点数とする。 獲得点数＝配点×最低概算工事費見積額 ／当該事業所の概算工事費見積額 ※小数点以下四捨五入とする。</p>	<p>20</p>
<p>提案価格 【見積書】</p>	<p>◇見積価格は技術提案内容を勘案して、その品質確保の観点で妥当かつ競争力のあるものかどうかを評価する。 ①獲得点数は、見積価格を次により点数化した点数とする。 獲得点数＝配点*0.5*(Pmax-Pi)/(Pmax-Pmin) +配点*0.5*(Pmin/Pi) Pi：当該事業者の見積価格 Pmax：見積上限額(7,920 千円) Pmin：最低見積価格 ※小数点以下四捨五入とする。 ②不当な低入札価格と認める場合(概ね他の事業者の平均見積価格の1/2以下の額)は、獲得点数を減額することがある。</p>	<p>10</p>
<p>自由提案 【その他自由提案】</p>	<p>※加点項目とし、最大で10点加点する。 ※この項目において加点評価された事業者が優先交渉権者となった場合は、当該項目を本事業に含めるものとする。 ◇実施要項、仕様書又はこの評価基準に記載のない事項で本業務の遂行に資する提案がなされているかどうかを評価する。</p>	<p>(10)</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査委員会の委員は、各審査項目の評価基準に記載された視点でそれぞれ自由に採点する。評価基準の細目に（）書きで付した点数は、細目ごとの採点上限の目安とする。 2 各審査項目の点数は、審査委員会の委員が採点した点数を単純平均し小数点以下を四捨五入した点数（0点から配点まで）とする。 3 事業者の獲得点数は、各審査項目の点数を合計した点数（自由提案により加点された結果として配点合計の130点を超える場合は、130点）とする。 4 限られた時間での審査となるので、企画提案書に記載した内容はプレゼンテーションの際に説明を省略したとしても評価の対象とする。ただし、企画提案書の記載内容とプレゼンテーションの内容又は質疑応答による説明の内容に齟齬があると認めるときは、必要な加点、減点を行うことがある。 		

注1 資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格（番号の順に評価する）
意匠・構造	① 一級建築士 ② 二級建築士 ③ その他資格
電気	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 1級電気工事施工管理技士 ③ 1級電気工事施工管理技士、その他資格
機械	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 1級管工事施工管理技士 ③ 1級管工事施工管理技士、その他資格